

JASSO 平成30年度 障害学生支援 理解・啓発セミナー

障害のある学生の修学支援

● 文部科学省 高等教育局 学生・留学生課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

障害者施策の流れ

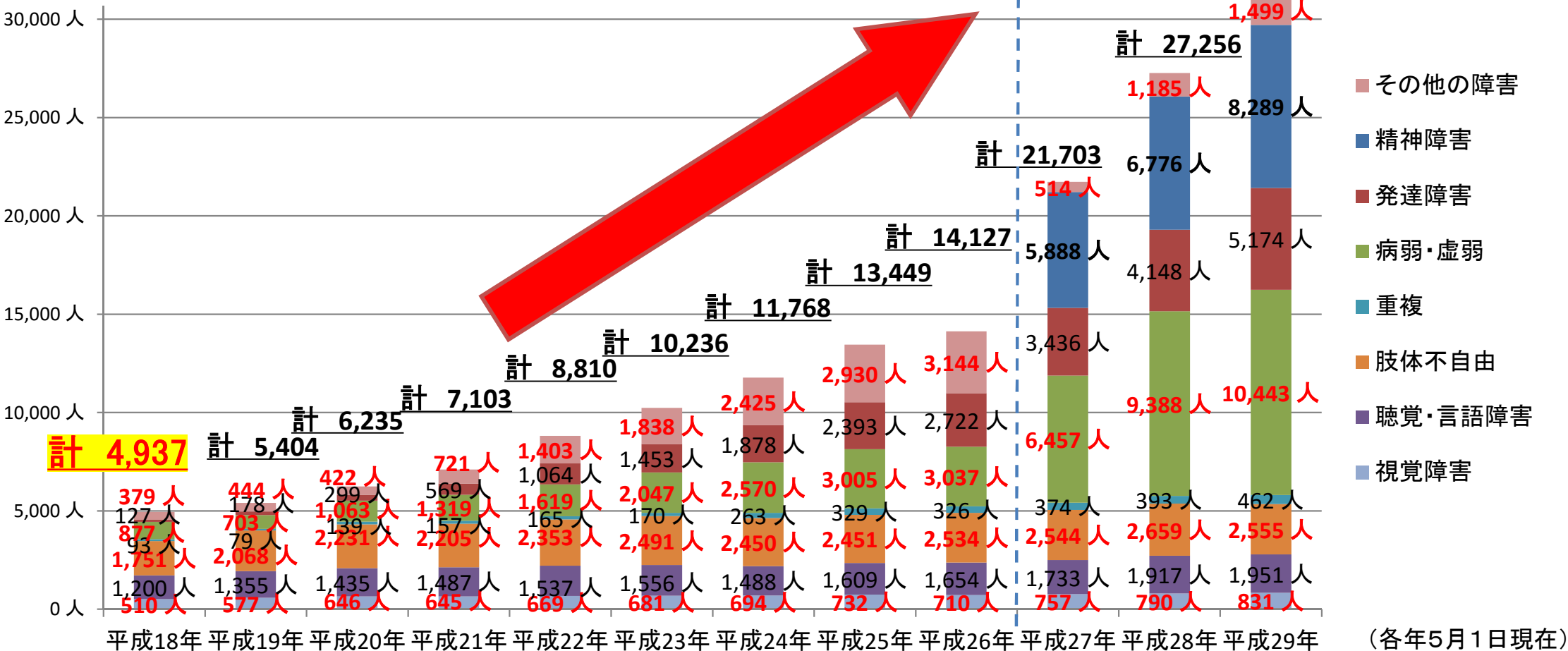
- 平成18年12月 国連総会にて「障害者の権利に関する条約」採択
- 平成19年 9月 条約に日本署名(賛同)
- 平成23年 8月 「障害者基本法」の改正
- 平成24年12月 「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」の取りまとめ → **取り組むべき事項及び取り組む際の観点を整理**
- 平成25年 6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(「障害者差別解消法」)の公布
9月 「第3次障害者基本計画」閣議決定
- 平成26年 1月20日 条約の批准書を国連に寄託 ⇒ 2月19日効力発生
- 平成27年 2月24日 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」閣議決定
10月30日 国立大学協会にて国立大学の「国等職員対応要領」雛形の作成・提供
11月 9日 私立の大学・短期大学・高等専門学校を含む関係事業者への「文部科学省事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の告示
- 平成28年 4月 「障害者差別解消法」の施行
- 平成29年 3月 「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」の取りまとめ → **取組の具体的な進め方と留意事項を整理**
- 平成30年 3月 「第4次障害者基本計画」閣議決定



障害のある学生の在籍者数①

計 31,204

出典：平成29年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査（日本学生支援機構）



※1 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。

※2 「病弱・虚弱」とは、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓等の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、神経疾患、悪性新生物等、及び身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とするものを含む。

※3 「精神障害」は平成27年度よりカテゴリーとして独立。平成26年度までは「その他」に含む。（平成24年度から「その他」の内訳を調査（平成26年度の「その他」3,144人中、精神疾患・精神障害は2,826人、慢性疾患・機能障害は247人、知的障害46人、それ以外25人））

※4 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。

障害のある学生の在籍者数②

(出典:平成27～29年度障害のある学生の修学支援実態調査(日本学生支援機構))

| 学校種別 | 学生数 | | | 障害学生数 | | | 障害学生在籍率(※1) | | |
|--------|-------------|-----------|-----------|-----------|--------|--------|-------------|--------|--------|
| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
| 全体 | 3,185,949 | 3,187,644 | 3,198,451 | 21,703 | 27,256 | 31,204 | 0.68 % | 0.86 % | 0.98 % |
| 大学 | 2,977,816 | 2,983,922 | 2,999,971 | 19,578 | 24,687 | 28,430 | 0.66 % | 0.83 % | 0.95 % |
| 短期大学 | 150,493 | 146,904 | 141,759 | 1,240 | 1,411 | 1,434 | 0.82 % | 0.96 % | 1.01 % |
| 高等専門学校 | 57,640 | 56,748 | 56,721 | 885 | 1,158 | 1,340 | 1.54 % | 2.04 % | 2.36 % |
| 学校種別 | 支援障害学生数(※2) | | | 支援障害学生在籍率 | | | 障害学生支援率(※3) | | |
| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
| 全体 | 11,476 | 13,849 | 15,573 | 0.36 % | 0.43 % | 0.49 % | 52.9 % | 50.8 % | 49.9 % |
| 大学 | 10,516 | 12,767 | 14,346 | 0.35 % | 0.43 % | 0.48 % | 53.7 % | 51.7 % | 50.5 % |
| 短期大学 | 530 | 544 | 508 | 0.35 % | 0.37 % | 0.36 % | 42.7 % | 38.6 % | 35.4 % |
| 高等専門学校 | 430 | 538 | 719 | 0.75 % | 0.95 % | 1.27 % | 48.6 % | 46.5 % | 53.7 % |

(各年5月1日現在)

- 障害学生数は31,204人で、全学生の0.98% (※)にあたる
- 31,204人のうち、大学の支援を受けている学生は15,573名で、全体の0.49%
- 障害のある学生のうち、支援を受けている学生は49.9%

(※)米国・英国での同種の調査では10%を超える

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）①

障害者基本法 第4条

基本原則 差別の禁止

第1項：障害を理由とする 差別等の権利侵害 行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項：社会的障壁の除去を怠る ことによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項：国による啓発・知識の 普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

I. 差別を解消するための措置

具体化

差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等（国公立学校など）
民間事業者（私立学校など）

法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等（国公立学校など）
民間事業者（学校法人など）

法的義務

努力義務

具体的な対応

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定〔H27.2〕）

- 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定※
- 事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の指針（ガイドライン）を策定

※ 地方の策定は努力義務

実効性の確保

- 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」②

障害者差別解消法による義務及び努力義務について

| | 不当な差別的取扱いの禁止 | 合理的配慮 | 職員対応要領 | 事業者対応指針 |
|--------|---------------|-----------------|-----------------------|------------------------------------|
| 国 | 義務 (第7条1項) | 義務 (第7条2項) | 義務 (第9条1項) (※2) | 所掌する分野について策定義務 (第11条1項) (※3) |
| 地方公共団体 | 義務 (第7条1項) | 義務 (第7条2項) | 努力義務 (第10条1項) | — (※1) |
| 国立大学法人 | 義務 (第7条1項) | 義務 (第7条2項) | 義務 (第9条1項) | — (※1) |
| 学校法人 | 義務 (第8条1項) | 努力義務 (第8条2項) | — | 対応指針(※3)の対象 |

<障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)【抄】>

基本方針に即して、国の行政機関の長及び独立行政法人等においては、当該機関の職員の取組に資するための対応要領を、主務大臣においては、事業者における取組に資するための対応指針を作成することとされている。地方公共団体及び公営企業型以外の地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)については、地方分権の観点から、対応要領の作成は努力義務とされているが、積極的に取り組むことが望まれる。

※1 各機関が対応要領を策定する際、例えば、教育分野に携わる職員の対応に関する内容は、文科省が定める対応指針のうち、教育分野の内容を参照することが想定される。

※2 平成27年12月25日 文部科学省訓令第31号 『文部科学省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領』

※3 平成27年11月9日 文部科学省告示第180号 『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針』

→ 平成27年12月 9日 27文科高第849号 『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について』(高等教育局長通知) 5

第4次障害者基本計画(H30.3.30閣議決定)①

- **障害者基本法に基づき策定される、政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画**(第3次基本計画は、平成25年9月27日閣議決定)
- **第4次基本計画期間:平成30年度から34年度までの概ね5年間**

Ⅲ 分野別施策の基本的方向 9. 教育の振興

(3) 高等教育における障害学生支援の推進

- 大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、**授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等及び施設のバリアフリー化を促進する。**
- **障害のある学生一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置、支援人材の養成・配置など、支援体制の整備や、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進する。**
- 障害学生支援についての姿勢・方針、手続などに関する**学内規程や、支援事例を大学ホームページで公表する**ことを促進する。加えて、これらの**学内規程や支援事例のガイダンスにおける学生への周知**を促進する。
- 障害のある大学生の就職を支援するため、**学内の修学支援担当と就職支援担当、障害のある学生への支援を行う部署等の連携を図り、学外における、地域の労働・福祉機関等就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくりを促進する。**
- 障害のある学生の支援について**理解促進・普及啓発**を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、**教職員に対する研修等の充実**を図る。
- 大学入試センター試験において実施されている**障害のある受験者の配慮については、障害者一人一人のニーズに応じて、ICTの活用等により、より柔軟な対応に努める**とともに、高等学校及び大学関係者に対し、配慮の取組について、一層の周知を図る。
- 障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、**大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進**する。
- 大学等の入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する**大学等の情報公開を促進**する。

次頁
指標・目標



第4次障害者基本計画(H30.3.30閣議決定)②

障害者基本計画 関連成果目標

9. 教育の振興(高等教育部分の抜粋)

| 指標 | 目標 | 【現状】H28年度 ()は29年度 | | |
|--|----------|--------------------|----------|----------|
| | | 国立 | 公立 | 私立 |
| 障害学生が在籍する大学等において、授業に関する支援を実施している大学等の割合 | おおむね100% | 92%(94%) | 89%(87%) | 77%(78%) |
| 障害学生が在籍する大学等において、授業以外の支援を実施している大学等の割合 | おおむね100% | 83%(88%) | 69%(76%) | 66%(67%) |
| 障害学生支援に関する規程等、または障害者差別解消法に関する対応要領、基本方針等を整備している大学等の割合 | 100% | 85%(95%) | 54%(79%) | 27%(37%) |
| 障害学生支援担当者を配置している大学等の割合 | 100% | 98%(99%) | 98%(99%) | 90%(95%) |
| 紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置している大学等の割合 | 100% | 65%(68%) | 46%(46%) | 33%(36%) |
| ホームページで障害学生支援情報を公開している大学等の割合 | 100% | 70%(86%) | 46%(58%) | 28%(36%) |
| ガイダンスにおいて、障害学生支援の手続きなどに関する学内規程や支援事例等を周知している大学等の割合 | 100% | | | |
| 障害学生が在籍する大学等において、就職先の開拓、就職活動支援を実施している大学等の割合 | おおむね100% | 27%(29%) | 8%(11%) | 21%(24%) |
| 障害学生が在籍する大学等において、障害学生向け求人情報の提供を実施している大学等の割合 | おおむね100% | 22%(22%) | 7%(11%) | 25%(25%) |



障害のある学生の修学支援に関する検討会(平成28年度) 第二次まとめ(概要)

- 平成28年4月の障害者差別解消法の施行等を踏まえ、各大学等において障害のある学生支援の体制が整備されてきたが、**これらの学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に対応が困難な状況や新たな課題が生じている。**
- こうした状況を踏まえ、**障害者差別解消法の施行を踏まえた高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方**について検討を行うため、「**障害のある学生の修学支援に関する検討会**」を開催。平成29年3月に検討結果を「**第二次まとめ**」として取りまとめ。〔第二次まとめの全文や参考資料は文部科学省HPからダウンロードできます。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm〕

第一次まとめの進捗状況

全体的に一定の進捗。一方で未だ不十分な部分もあり、一層の体制整備や専門人材の育成が必要。

検討の対象範囲

- 第一次まとめの検討範囲を踏襲。
- 加えて、第一次まとめで議論できなかった「教育とは直接関係しない学生の活動や生活面への配慮」も対象。(参考となる配慮事例を提示。)

差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の考え方

(1) 基本的な考え方

- 「不当な差別的取扱い」: 正当な理由なく何らかの条件を付すこと。正当かどうかは個別事案ごとに判断。一般的・抽象的理由は不適切。
- 「合理的配慮」: 第一次まとめを踏襲。「社会モデル」の理解が不可欠。

具体的な内容

(2) 大学等における実施体制

各大学の規模等を踏まえ、複数の大学等による資源の共有の工夫が重要。①事前改善措置(中・長期的な取組)、②学内規程(対応要領や障害学生支援に関するルール)の作成・公表、③組織(主なものは意思決定機関の「委員会」、一元的対応の「専門部署・相談窓口」、調整機関の「第三者組織」)

(3) 合理的配慮の決定手順

①障害のある学生からの申出(学生自ら必要な支援申出が出来るような視点も重要。原則根拠資料必要。)、②学生と大学等による建設的対話(学生本人の意思決定を尊重)、③内容決定の際の留意事項(教育の目的・内容・評価の本質部分を変えない)、④決定内容のモニタリング

(4) 紛争解決のための第三者組織

中立的立場で調停できる組織。調停が不調の場合の学外の相談・調停窓口に関する情報の周知も重要。

各大学等が取り組むべき主要課題とその内容

(1) 教育環境の調整

変えることのできない教育の目的・内容・評価の本質を確認・維持した上で、提供方法の調整やアクセシビリティを確保する。

(2) 初等中等教育段階から大学等への移行(進学)

高等学校や特別支援学校高等部等で提供されてきた支援内容・方法等の大学等への引き継ぎの円滑化、大学等からの情報発信強化が重要。

(3) 大学等から就労への移行(就職)

障害者雇用促進に関する様々な制度やサービス、機関があり、学内にも就職支援関係部署が複数あるため、一般の学生に比べて就職活動が複雑。そのため、早い段階から学生に多様な情報や機会を提供するとともに、関係機関間のネットワーク作りが重要。

(4) 大学間連携を含む関係機関との連携

地域・課題単位での多層的な連携が必要。生活面への配慮を要する相談は、福祉行政・事業者と連携し、公的サービスやボランティアも含めた幅広い支援の検討が望まれる。

(5) 障害のある学生への支援を行なう人材の養成・配置

組織的な支援を適切に行なうため、様々な専門知識や技術を有する支援人材の養成・配置が不可欠。

(6) 研修・理解促進

教職員に加えて、支援補助学生を含めた学生全体に対する理解促進の取組も重要。

(7) 情報公開

支援に関する姿勢・方針や取組は積極的に公開する。これらの公開にあたってはアクセス可能な形で情報提供することが重要。

社会で活躍する障害学生支援センター(仮称)の形成

障害のある学生支援の充実には関係者の共通理解と努力が不可欠。また、支援の手法に関する調査・研究・開発・蓄積と、これらの成果の現場への普及・共有が必要。

→ 幹事校と連携校、連携機関(福祉・労働行政、企業等)からなるセンターの形成。

【今後の議論が望まれる課題】

障害のある留学生への支援、障害のある学生への支援に積極的な大学等への評価、障害のある学生がいることを前提にした災害対策、障害のある教職員への支援

大学等への支援

財政支援

- 国立大学法人運営費交付金
- 私立大学等経常費補助金(一般補助)
- 社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業

日本学生支援機構による支援

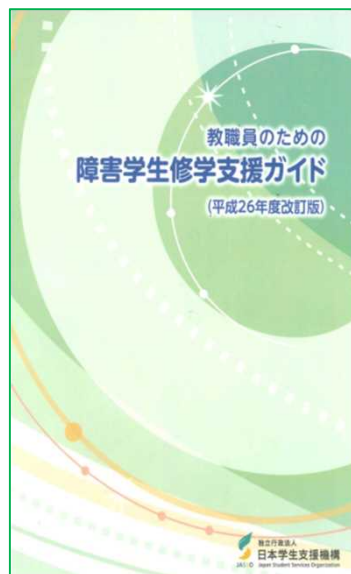
1. 「教職員のための障害学生修学支援ガイド」、「合理的配慮ハンドブック」
 2. 「障害のある学生への支援・配慮事例」
 3. 「障害学生実務者育成研修会」の実施
 4. 「体制整備支援セミナー」の実施
 5. 「専門テーマ別セミナー」の実施
 6. 「大学等における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」
 7. 「障害者差別解消法」施行に伴う障害のある学生に関する紛争の防止、解決等事例集
- 「障害学生修学支援ネットワーク事業」: 障害学生に対する先進的な支援を行っている大学を拠点校(9校※)とし、日本学生支援機構と協力してセミナーや他大学からの相談受付を実施

※札幌学院大学、宮城教育大学、筑波大学、富山大学、日本福祉大学、同志社大学、関西学院大学、広島大学、福岡教育大学



1. 「教職員のための障害学生修学支援ガイド」、「合理的配慮ハンドブック」

(http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/guide_kyouzai/guide/index.html)



障害のある学生の支援にあたり、支援の基本的な考え方や参考となる情報を掲載。
左図の冊子の他、JASSOのHPに掲載。

共通

学内の支援体制の整備に参考となる情報を掲載

障害種別

各障害の特徴の説明や、支援が求められる場面一覧、具体的な支援方法を掲載

近年増加が顕著な「精神障害」について、新たに章立てし、大学等において想定される各場面での支援の参考となる情報をより詳細に掲載

関連情報

障害のある学生の支援に参考となるウェブサイト (Web) ・ 図書等を掲載

平成30年3月に、『合理的配慮ハンドブック～障害のある学生を支援する教職員のために～』を発行。

視覚障害

- 点訳・墨訳
- 教材の拡大等

聴覚・言語障害

- パソコンテイク・ノートテイク
- 手話通訳等

肢体不自由

- 教室内座席配慮
- 実技・実習配慮等

病弱・虚弱

- 試験時間延長・別室受験等

発達障害

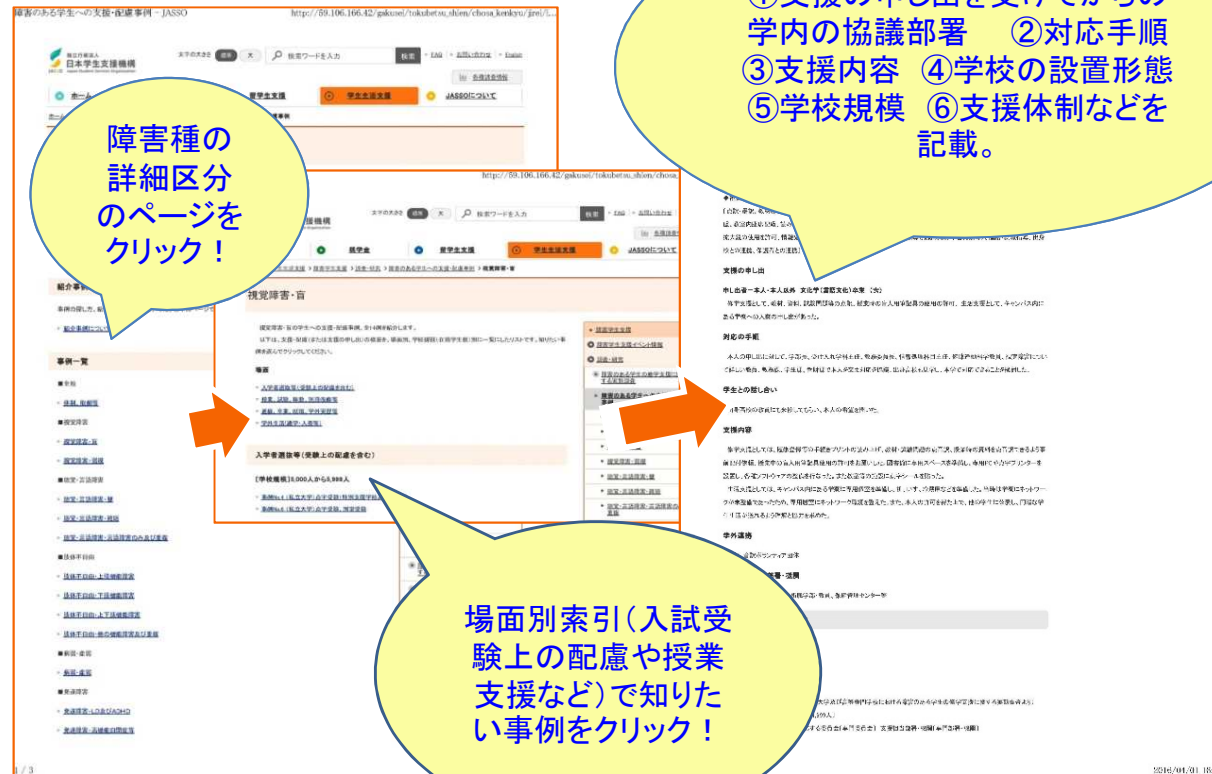
- 注意事項等文書伝達
- 休憩室の確保
- 学習指導(履修・学習方法等)
- 社会的スキル指導
(対人関係、自己管理等)等

2. 「大学等における障害のある学生への支援・配慮事例」

WebサイトURL

http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/jirei/index.html

日本学生支援機構のHPにおいて、大学等の支援・配慮事例(視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、病弱・虚弱、発達障害、精神障害の計188例)を紹介



※ 当該HPは、リニューアルにより一部変更されている場合があります。

3. 障害学生支援実務者育成研修会

- ・目的：講義・演習形式のカリキュラムにより、障害学生支援実務者を育成

【H29年度実績】

- ◇基礎プログラム： 2回(8月)＜東京・大阪＞
- ◇応用プログラム： 9月と12月に分けて実施＜東京＞

4. 体制整備支援セミナー

- ・国の障害者施策に関する最新情報、障害学生への修学支援体制に関する講演や国内外の障害学生と大学等との紛争、解決事例、障害学生支援体制の整備が近年進展した事例等を紹介

【H29年度実績】 4回 仙台、東京、大阪、福岡

5. 専門テーマ別セミナー

- ・障害学生支援の充実に資するため、専門的なテーマに焦点を当て、支援体制の向上に関する情報や意見の交換等を実施する。

【H29年度実績】 4回、東京3回・仙台1回 テーマ：「発達障害」「高大連携」等

6. 障害のある学生の修学支援に関する実態調査

- ・平成29年度分の調査と平成17年度からの平成28年度調査結果の分析を実施

7. 「障害者差別解消法」施行に伴う障害のある学生に関する紛争の防止、解決等事例集

背景

- 平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に伴い、すべての国公立大学等において、学生を含む障害者への差別的取扱い及び合理的配慮の不提供の禁止が義務化ないし努力義務化される。
- これに伴い、法施行後に、障害学生と大学等との間における、これらの差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する相談や紛争の増加が予想される。
- したがって、日本学生支援機構において、これらの紛争の防止や解決に関する具体例や裁判例を収集・分析・公表・普及することにより、大学等における障害学生支援の取組を促進することが重要となっている。

取組

➤ 収集

- 平成28年度以降、新たに発生したものを中心に、平成27年度以前のものも加えた、障害学生と大学等の間で発生した差別的取扱い、紛争の防止及び解決に関する具体例並びに裁判例を以下の方法により収集。
 - ・ 大学等への調査票の配布・回収
 - ・ 関係機関(大学、法務省、地方公共団体等)ヒアリング
 - ・ 随時の情報提供の受付

➤ 分析

- 収集した事例を基に、有識者からなる協力者会議にて、詳細な分析を行う。

➤ 公表・普及

- 収集事例と分析結果は ホームページで 公表する他、事例普及セミナーを開催し、大学等関係者への普及活動を行う。

平成28年度調査結果……平成29年7月31日にHP上で公表。

http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/kaiketsu/index.html

參考資料

障害権利条約と障害者基本法

◆障害者の権利に関する条約

第1条 目的(抜粋)

この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

第2条 定義(抜粋)

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

第24条 教育(抜粋)

5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

◆障害者基本法

第4条 差別の禁止(抜粋)

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第11条 障害者基本計画等(抜粋)

政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」という。)を策定しなければならない。



【第二次まとめ】不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する基本的な考え方

不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供は、大学等において、組織として当然に行われるべきもの。学長等のイニシアティブの発揮と特定の教職員任せにならない組織としての取組が強く求められる。

不当な差別的取扱い

「正当な理由なく、障害を理由として各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯を制限するなど、**障害のない学生に対しては付さない条件を付すこと。**」

- **正当な理由か否かは、個別の事案ごとに、障害学生及び第三者の権利利益の観点から判断。**
(観点例) 安全の確保 / 財産の保全 / 事業の目的・内容・機能の維持 / 損害発生防止 等
→ 事故の危惧がある、危険が想定されるなどの**一般的・抽象的な理由に基づいての対応は不適當。**
- **あらゆる場面で発生しうる**という認識が不可欠。
(場面例) 入学前の相談・入試 / 授業(講義・実習・演習・実技・実験) / 研究室の選択
/ 試験・評価・単位認定 / 留学・インターンシップ・課外活動への参加 等
- 関連して**障害を理由としたハラスメントが発生**することがある。
→ **防止するための取組の徹底も重要。**

合理的配慮

「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が**必要かつ適当な変更・調整を行なうこと**であり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に**個別に必要とされるもの**」かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、**均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**」(第一次まとめ)

障害者差別解消法は、**障害者が受ける制限は、社会における様々な障壁(「社会的障壁」)と相対することによって生ずるという「社会モデル」**の考え方を取り入れている。

→ この**社会的障壁を除去するために合理的配慮**が行われる。



【第二次まとめ】 合理的配慮の内容の決定手順

この手順は一方向のものではなく、障害の状況の変化や学年進行、不断の建設的対話、モニタリングの内容を踏まえ繰り返される。

障害のある学生からの申出

- 原則として、**障害のある学生本人から**、社会的障壁除去の**意思表示**があった場合。
- **本人からの申出ができない場合も**、社会的障壁除去の**必要性が明白な場合は**、法の趣旨に鑑みた働きかけ（適切な配慮提案のための建設的対話、学生の特性やニーズ把握、自己選択・決定の機会提供など）が望ましい。
- 個々の学生の障害の状況を適切に把握するための**根拠資料の提出**。ただし、**提出困難な場合も建設的対話による確認**が可能であれば、合理的配慮提供について検討。
（根拠資料例）障害者手帳の種別・等級・区分認定／医学的診断基準に基づいた診断書／標準化された心理検査等の結果／学内外の専門家の所見／大学入学前の支援状況に関する資料 等

障害のある学生と大学等による建設的対話

- 障害のある学生本人と大学等との建設的対話。**本人の意思決定を重視**。
- 必要に応じて保護者や支援者の援助。

内容決定の際の留意事項

- **合理的配慮の内容が教育に関わるものの場合**：教育目的・内容・評価の本質に社会的障壁が存在しないか確認。その上で、その**本質を変えず**に教育の提供方法を**柔軟に調整**。
- **合理的配慮の申出内容が過大な負担に当たると判断した場合**：障害のある学生への**理由の説明、理解、代替措置の提案**。

決定された内容のモニタリング

- 決定された合理的配慮の内容の妥当性、実施後の状況把握のため、提供内容のモニタリングを実施。
- 必要に応じ内容の調整。



【第二次まとめ】 大学等における実施体制

体制整備に当たっては、それぞれの大学等の規模や特色、取組の状況を踏まえると共に、単独の大学等での整備が困難な場合は、複数の大学等で資源の共有を図るなどの工夫が重要

事前的改善措置

不特定多数の障害者のニーズを念頭に、予め、施設・設備のバリアフリー化や、学内規程、組織等を含むハード面・ソフト面で進める環境整備

- 障害学生の心理的負担を軽減、合理的配慮等、個別の障害者のニーズに対応する機会や負担の軽減、必要なコストの削減・効率化に資する。
- 施設の整備は、中長期的な計画・取組が重要。

学内規程

- 国立大学・高専：障害者差別解消法に基づき、平成27年度までに国等職員対応要領を策定・公表（義務）。
 - 公立大学・高専：努力義務。
 - 私立大学・高専：国公立大学等と同じ教育機関という位置づけに鑑み同様の対応が望まれる。
- 職員対応要領に限らず、障害学生支援の姿勢・方針、様々なルールの作成・公表が望まれる。

組織

- 委員会：大学等における障害学生支援に関する意思決定を行なう機関。
- 障害学生支援室等の専門部署・相談窓口：支援の申し出や問合せに一元的に対応する部署・窓口。これらの部署を中心に、学内の専門部署や障害学生の所属部局・担当教員が連携。専門性のある教職員（障害学生支援コーディネーター等）やカウンセラー、手話通訳等の専門技術を有する者等を配置することが望ましい。
- 紛争解決のための第三者組織：障害学生と大学等の間で提供する支援の内容の決定が困難な場合に、第三者的視点に立ち調整を行なう組織。類似の組織としてハラスメント防止委員会。



【第二次まとめ】各大学等が取り組むべき主要課題とその内容

(1) 教育環境の調整

- 教育の目的・内容・評価を維持することが重要。
- 3つのポリシーやシラバス等の公開により、教育の本質を可視化し、合理的配慮における変更可能性の明確化につなげる。
- 学外実習や留学、海外研修等、学外の複数の機関が関与する場合、大学等として十分な事前準備が必要。例えば学外実習であれば、実習の目的・内容・機能の本質を満たす支援の在り方の検討において、受入れ機関との密接な情報交換が重要。
- 入試、単位認定等のための試験、レポートや発表等試験以外の課題において、目的を損なわないことを前提に、方法や形式等を柔軟に変更。成績評価においては、教育目標や公平性を損なう評価基準変更や、合格基準の引き下げは行わない。
- 履修に時間を要する場合は、長期履修制度の活用を検討も望ましい。

(2) 初等中等教育段階から大学等への移行(進学)

- 特別支援学校高等部等で提供されてきた支援内容・方法等の大学等への引き継ぎの円滑化が重要。
- 支援情報の共有・引き継ぎに当たっては、障害のある生徒・学生の本人の意向尊重と、個人情報保護の観点からの本人の同意が必要。
- 大学等からの情報発信強化。入学希望者からの相談窓口整備、オープンキャンパス等の利用。
- 大学等での支援により目標を達成したモデルケース等の積極的な発信が重要。

(3) 大学等から就労への移行(就職)

- 一般的採用方式か障害者雇用促進に関する諸制度に基づく採用方式があり、卒業後の就労系障害福祉サービスの利用も視野に入れる必要があるなど、就職活動が複雑。
- 早い段階から多様な職業観に関する情報や機会の提供を行いつつ、就職支援の取組を実施。
 - ・職業観の涵養、対処方法、権利擁護の知識と理解に資するプログラム提供や、障害に配慮したインターンシップ等の支援
 - ・改正障害者雇用促進法などの諸制度や活用方法についての情報提供
 - ・学内関係部署の連携、学外での就職・定着支援機関、インターンシップ受入企業等との連携、大学間連携。
- 関係機関のネットワーク作りを促進。
- 利用できる地域資源や諸制度の存在、活用方法についての障害学生自身の理解促進。



(4) 大学間連携を含む関係機関との連携

- 地域単位・課題単位での多層的なノウハウ、人的・物的資源の柔軟な共有
(共有資源の例)他大学等への支援者や支援補助学生の派遣／ICTの活用含むアクセシビリティに配慮した教材やデータ／講義の映像の蓄積・共有／教材等の利用方法の研修／一般教養科目における単位互換の活用 等
- 生活面への配慮(通学、学内介助(食事、トイレ等)、寮生活等)は、必要に応じて地域の福祉行政・事業者等と連携し、公的サービス・業務委託・ボランティア派遣を含めた幅広い支援の提供についての検討が望まれる。

(5) 障害のある学生への支援を行う人材の育成・配置

- 組織的支援には、支援全体の調整を図るコーディネーター、個別の場面で支援を行うカウンセラー、手話通訳者等専門知識や技術を有する支援者の育成・配置が重要。
- 支援人材は、障害のある学生の身近な存在であると同時に、関連部局との連携等を通じ、支援を実質的に進める役割。
- これらの支援人材養成・確保について、支援人材の組織的位置づけや長期的支援を担える身分的位置づけの明確化、支援人材へのサポート体制等の整備等が重要。

(6) 研修・理解促進

- 多くの教職員に対する理解促進の取組が重要。教職員の研修受講の積極的な提供。
- 支援補助学生を含めた学生全体に対して障害への理解を促進。

(7) 情報公開

- 学内規定や相談窓口整備に留まらず、大学等全体としての支援に関する姿勢・方針・取組を積極的に公開。
- 支援に関する情報の発信は、アクセス可能な形で提供することが重要。



「障害のある学生の修学支援に関する検討会」で示された課題

〈第一次まとめ（平成24年12月）〉

短期的課題

- 情報公開
- 体制整備
- 財政支援
- 相談窓口の整備の促進
- 拠点校及び大学間ネットワークの形成

中・長期的課題

- 大学入試の改善（入試における配慮）
- 通学上の困難の改善
- 通信教育の活用
- 専門的人材の養成
- 財政支援
- 高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化
- 教材の確保（点訳、テキストデータ化、拡大、字幕付け）
- 就職支援等
- 調査研究、情報提供、研修等の充実

〈第二次まとめ（平成29年3月）〉

各大学等が取り組むべき主要課題とその内容

- 教育環境の調整
- 初等中等教育段階から大学等への移行（進学）
- 大学等から就労への移行（就職）
- 大学間連携を含む関係機関との連携
- 障害のある学生への支援を行う人材の養成・配置
- 研修・理解促進
- 情報公開

平成24年度の『障がいのある学生の修学支援に関する検討会（第一次まとめ）』 で示された課題の進捗状況【短期的課題】

母数：全学校（平成24年度：1,198校、平成25年度：1,190校、平成26年度：1,185校、
平成27年度：1,182校、平成28年度1,171校、平成29年度：1,170校）
※日本学生支援機構の実態調査を基に文部科学省にて集計

①情報の公開

| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------------------------|--------------|--------------|--------------|
| ホームページでの修学支援情報の公開 | 113校 (9.4%) | 401校 (34.2%) | 515校 (44.0%) |
| 入試における配慮を入試要項及びホームページに記載 | 499校 (41.7%) | 697校 (59.5%) | 748校 (63.9%) |

②相談窓口の設置

| | 平成26年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--|--------------|--------------|--------------|
| 障害のある学生による支援の申し出等の相談を受け付ける窓口を設置している大学等 | 650校 (54.9%) | 778校 (66.4%) | 839校 (71.7%) |

平成24年度の『障がいのある学生の修学支援に関する検討会（第一次まとめ）』 で示された課題の進捗状況【短期的課題】

母数：全学校（平成24年度：1,198校、平成25年度：1,190校、平成26年度：1,185校、
平成27年度：1,182校、平成28年度1,171校、平成29年度：1,170校）
※日本学生支援機構の実態調査を基に文部科学省にて集計

③体制の整備

| | | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------|------------|-------------|---------------|---------------|
| 委員会の設置状況 | | 783校(65.4%) | 1,003校(85.7%) | 1,021校(87.3%) |
| (内訳) | 専門委員会を設置 | 185校(15.4%) | 358校(30.6%) | 406校(34.7%) |
| | 他の委員会が対応 | 598校(49.9%) | 645校(55.1%) | 615校(52.6%) |
| 担当部署の設置状況 | | 995校(83.1%) | 1,089校(93.0%) | 1,106校(94.5%) |
| (内訳) | 専門部署・機関を設置 | 90校(7.5%) | 196校(16.7%) | 228校(19.5%) |
| | 他の部署・機関が対応 | 905校(75.5%) | 893校(76.3%) | 878校(75.0%) |

平成24年度の『障がいのある学生の修学支援に関する検討会（第一次まとめ）』 で示された課題の進捗状況【中長期的課題】

母数：全学校（平成24年度：1,198校、平成25年度：1,190校、平成26年度：1,185校、
平成27年度：1,182校、平成28年度1,171校、平成29年度：1,170校）

※日本学生支援機構の実態調査を基に文部科学省にて集計

①大学入試の改善

| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|------------------------------|--------|--------|--------|
| 入学者選抜において、大学等が受験上の配慮を行った受験者数 | 2,748人 | 3,609人 | 4,215人 |

②高校及び特別支援学校と大学等との接続円滑化

| | 平成24年度 | 平成26年度 | |
|---------------------------|-------------|--------------|----------|
| 出身高校及び特別支援学校高等部と連携を図った大学等 | 109校 (9.1%) | 134校 (11.3%) | (発達障害学生) |
| (内訳) 出身校との連携 | 94校 (7.8%) | 119校 (10.0%) | |
| 特別支援学校との連携 | 15校 (1.3%) | 15校 (1.3%) | |

③通学上の困難の改善

| | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---------------------------------|--------------|--------------|
| 通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)を行った大学等 | 209校 (17.8%) | 216校 (18.5%) |

平成24年度の『障がいのある学生の修学支援に関する検討会（第一次まとめ）』 で示された課題の進捗状況【中長期的課題】

母数：全学校（平成24年度：1,198校、平成25年度：1,190校、平成26年度：1,185校、
平成27年度：1,182校、平成28年度1,171校、平成29年度：1,170校）

※日本学生支援機構の実態調査を基に文部科学省にて集計

④教材の確保

| | 平成24年度 | | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------------|-------------|--|--------------|--------------|
| 点訳・墨訳 | 46校 (3.8%) | | 40校 (3.4%) | 40校 (3.4%) |
| 教材のテキストデータ化 | 66校 (5.5%) | | 80校 (6.8%) | 89校 (7.6%) |
| 教材の拡大 | 106校 (8.8%) | | 132校 (11.3%) | 132校 (11.3%) |
| ビデオ教材への字幕付け | 60校 (5.0%) | | 73校 (6.2%) | 80校 (6.8%) |

⑤通信教育の活用

| | 平成24年度 | | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------------------------|--------|--|--------|--------|
| 大学等の通信教育課程に在籍する障害のある学生数 | 1,541人 | | 1,954人 | 1,911人 |
| (内訳) | | | | |
| 大学(大学院含む) | 1,533人 | | 1,922人 | 1,881人 |
| 短期大学 | 8人 | | 32人 | 30人 |

平成24年度の『障がいのある学生の修学支援に関する検討会（第一次まとめ）』 で示された課題の進捗状況【中長期的課題】

母数：全学校（平成24年度：1,198校、平成25年度：1,190校、平成26年度：1,185校、
平成27年度：1,182校、平成28年度1,171校、平成29年度：1,170校）
※日本学生支援機構の実態調査を基に文部科学省にて集計

⑥就職支援

| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------------------------|--------------|--------------|--------------|
| 障害学生に対する就職支援、キャリア教育支援の実施 | 376校 (31.4%) | 637校 (54.4%) | 703校 (60.1%) |

⑦専門的人材の養成

| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|------------------------------|--------------|--------------|--------------|
| 学内における教職員向けの各種研修（FD,SD研修等）実施 | 168校 (14.0%) | 382校 (32.6%) | 432校 (36.9%) |
| 学外における各種研修等への教職員の派遣実施 | 258校 (21.5%) | 619校 (52.9%) | 647校 (55.3%) |

平成28年度の『障害のある学生の修学支援に関する検討会（第二次まとめ）』 で示された課題の進捗状況

母数：全学校（平成24年度：1,198校、平成25年度：1,190校、平成26年度：1,185校、
平成27年度：1,182校、平成28年度1,171校、平成29年度：1,170校）

※日本学生支援機構の実態調査を基に文部科学省にて集計

①教育環境の調整

| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--|--------------|--------------|--------------|
| 障害学生が在籍する大学等において、 授業に関する支援を実施している大学等の割合 | 601校 (50.2%) | 723校 (61.7%) | 741校 (63.3%) |
| 障害学生が在籍する大学等において、 授業以外の支援を実施している大学等の割合 | 480校 (40.1%) | 620校 (52.9%) | 646校 (55.2%) |

②初等中等教育段階から大学への移行（進学）

再

| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------------------------------|-------------|--------------|--------------|
| ホームページで障害学生支援情報を 公開している大学等の割合 | 113校 (9.4%) | 401校 (34.2%) | 515校 (44.0%) |

平成28年度の『障害のある学生の修学支援に関する検討会（第二次まとめ）』 で示された課題の進捗状況

母数：全学校（平成24年度：1,198校、平成25年度：1,190校、平成26年度：1,185校、
平成27年度：1,182校、平成28年度1,171校、平成29年度：1,170校）

※日本学生支援機構の実態調査を基に文部科学省にて集計

③大学等から就労への移行（就職）

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------------------|--------------|--------------|--------------|
| 障害学生向け求人情報の提供 | 203校 (17.2%) | 207校 (17.7%) | 213校 (18.2%) |
| 就職支援情報の提供、支援機関の紹介 | 222校 (18.8%) | 237校 (20.2%) | 259校 (22.1%) |
| 就職先の開拓、就職活動支援 | 170校 (14.4%) | 186校 (15.9%) | 214校 (18.3%) |

再

| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------------------------|--------------|--------------|--------------|
| 障害学生に対する就職支援、キャリア教育支援の実施 | 376校 (31.4%) | 637校 (54.4%) | 703校 (60.1%) |

平成28年度の『障害のある学生の修学支援に関する検討会（第二次まとめ）』 で示された課題の進捗状況

母数: 全学校 (平成24年度: 1,198校、平成25年度: 1,190校、平成26年度: 1,185校、
平成27年度: 1,182校、平成28年度: 1,171校、平成29年度: 1,170校)

※日本学生支援機構の実態調査を基に文部科学省にて集計

④ 大学間連携を含む関係機関との連携

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------|--------------|--------------|--------------|
| 学外機関との連携 | 329校 (27.8%) | 407校 (34.8%) | 437校 (37.4%) |

⑤ 障害のある学生への支援を行う人材の養成・配置

| | | 平成25年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---------------|------|--------------|----------------|----------------|
| 障害学生支援担当者配置校数 | | 972校 (81.7%) | 1,089校 (93.0%) | 1,119校 (95.6%) |
| (内訳) | 専任配置 | 109校 (9.2%) | 178校 (15.2%) | 193校 (16.5%) |
| | 兼任配置 | 863校 (72.5%) | 911校 (77.8%) | 926校 (79.1%) |

平成28年度の『障害のある学生の修学支援に関する検討会（第二次まとめ）』 で示された課題の進捗状況

母数：全学校（平成24年度：1,198校、平成25年度：1,190校、平成26年度：1,185校、
平成27年度：1,182校、平成28年度1,171校、平成29年度：1,170校）

※日本学生支援機構の実態調査を基に文部科学省にて集計

⑥ 研修・理解促進

| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------------|--------------|--------------|----------------|
| 研修・啓発活動実施校数 | 702校 (58.6%) | 968校 (82.7%) | 1,031校 (88.1%) |

⑦ 情報公開

再

ホームページで障害学生支援情報を公開している大学等の割合

| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|------------------------------|-------------|--------------|--------------|
| ホームページで障害学生支援情報を公開している大学等の割合 | 113校 (9.4%) | 401校 (34.2%) | 515校 (44.0%) |

その他の規定等

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」

- 障害者差別解消法に、「政府は・・・障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針・・・を定めなくてはならない」と規定
- 内閣府が事務局を務める「障害者政策委員会」(委員長:石川 准 静岡県立大学教授)において、この「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」の策定作業を行い、平成27年2月24日に閣議決定

【基本方針に盛り込む事項(法第6条第2項)】

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- ・ 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- ・ 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- ・ その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

- この基本方針を踏まえ、**文部科学省、国公立大学は当該機関の職員への「国等職員対応要領」を、文部科学大臣は私立の大学・短期大学・高等専門学校等への「対応指針」を作成**

国立大学における「国等職員対応要領」

- 「障害者差別解消法」において、国の行政機関の長及び独立行政法人等(国立大学を含む)は当該機関等の職員が適切に対応するために必要な「国等職員対応要領」の策定を義務付け
- そのため文部科学省も協力し、国立大学協会において、対応要領の雛形を作成、86国立大学に提供。
- 平成27年度中に各国立大学にて対応要領を作成 (障害者差別解消法に基づき、法的義務)

私立大学等の事業者のための「対応指針」

- 「障害者差別解消法」において、主務大臣は(私立大学等を含む)所管する事業者が適切に対応するための「対応指針」の策定を義務付けられており、その際にはあらかじめ障害者その他の関係者の意見を反映させるための必要な措置を講じなければならないとされている。
- 文部科学省において、所管する事業者のための対応指針の策定にあたり、障害者その他関係者から構成される会議を開催。
- 記載事項:趣旨、障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方、障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例、所管分野事業者における相談体制の整備、所管分野事業者における研修・啓発、文部科学省所管事業分野に係る相談窓口



社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業

平成30年度予算額: 40,000千円 (H29予算額: 45,000千円)

背景

- **障害のある学生数の急増**
平成18年から平成28年の間で5倍以上(約5,000人→27,000人)に増加。
- **「障害者差別解消法」の施行(平成28年4月)**
全ての大学等において障害者への不当な差別的取扱いの禁止・合理的配慮の提供が義務ないし努力義務とされた。
- **「ニッポン一億総活躍プラン」・教育再生実行会議「第九次提言」等**
閣議決定された政府提言等において障害のある学生支援の充実が求められている。
- **障害のある学生の修学支援に関する検討会(平成28年度)**
オールジャパンの取組みを促進するため、本施策が提案された。

概要

- 将来にわたり障害のある学生への支援を支えていく組織的アプローチの土台としての大学等の連携プラットフォームを形成する取組を支援(2件:東京大学と京都大学がそれぞれ連携の中心となる取組を採択)
- **<プラットフォームでの取組内容>**
 - ① 大学等、福祉や労働行政機関、障害当事者団体、企業等との組織的なネットワークを構築する。
 - ② 障害のある学生への支援における課題の解決に向けて、職員や研究者その他の関係者の有機的連携を先導する。
 - ③ 障害のある学生への支援の手法の開発・調査や、人材・設備・教材などの支援リソースの共有手法の研究など、これまでの支援方法を発展させる取組を行う。
 - ④ 得られた知見等の成果を集約し、全国の大学等に普及・展開を行う。

オールジャパンの取組を促進し、共通課題の克服を目指す

- ・同等条件で学べる教育環境の充実
- ・初中段階から大学等への移行(進学)を促進
- ・大学等から就労への移行(就職)を促進
- ・理解促進、情報公開、研修の充実

